

農業者戸別所得補償制度の骨子

—— 平成23年度予算概算決定 ——

平成 2 2 年 1 2 月

農林水産省

目 次

1 農業者戸別所得補償制度の概要（平成23年度概算決定）	1
（1） 畑作物の所得補償交付金	3
① 数量払	3
（参考）旧制度の単価との比較	
（参考）品質加算による交付単価	
② 営農継続支払	7
（2） 水田活用の所得補償交付金	8
（参考）米と転作物における所得比較（10a当たりのイメージ）	
（3） 米の所得補償交付金	10
（4） 米価変動補てん交付金	11
（5） 各種加算措置等	
① 規模拡大加算	12
② 再生利用加算	13
③ 緑肥輪作加算	14
④ 集落営農の法人支援	15
2 関連支払	
（1） 中山間地域等直接支払制度の拡充	16
（参考）現行の中山間地域等直接支払制度の概要	
（2） 農地・水保全管理支払交付金	18
（3） 環境保全型農業直接支援対策	19
3 農業者戸別所得補償制度の実施体制	21
4 農業者戸別所得補償制度の交付金に関する税制措置	22
（参考）農業者戸別所得補償制度に加入した農家の対象作物ごとの助成額	
（参考）農業者戸別所得補償交付金等交付単価総括表（水田）	
（参考）農業者戸別所得補償交付金等交付単価総括表（畑地）	

1 農業者戸別所得補償制度の概要（平成23年度概算決定）

目的

- ◇ 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する

対象作物

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
- ◇ 水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用米・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

- ◇ 対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

畑作物の所得補償交付金

(2,123億円)【水田・畑地共通】

【数量払】

対象作物	交付金額
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg

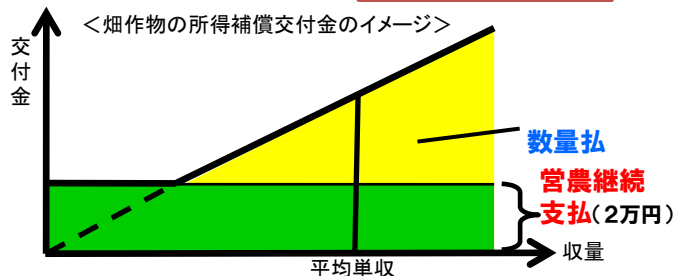
対象作物	交付金額
てん菜	6,410円/トッ
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/トッ
そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg

注1:小麦については、パン・中華めん用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算
注2:交付単価の10a当たりの面積換算値では、現行の品目横断対策に比べて、小麦は約3千円、大豆は約1万円の増額

【面積払(営農継続支払)】

前年産の生産面積に基づき交付

2.0万円/10a



水田活用の所得補償交付金

(2,284億円)

【戦略作物助成】

【水田の活用による自給率向上】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】 1.5万円/10a

【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地資金(予算枠481億円)】

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米に対する助成

【生産数量目標を守った農業者が対象】

【米の所得補償交付金】(1,929億円)

1.5万円/10a

【米価変動補てん交付金】(1,391億円(24年度予算計上))

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

加算措置等

加算措置
150億円
推進事業等
116億円

品質加算

畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

規模拡大加算

規模の大小にかかわらず農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、**利用権設定した面積に2万円/10a**を交付

再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、**一定額(2~3万円/10a)を最長5年間**交付

緑肥輪作加算

畑地に地方の維持・向上につながる作物を栽培し、すき込む場合(休閑緑肥)に、**1万円/10a**を交付

集落営農の法人化支援

集落営農が法人化した場合に、**40万円を定額**で交付

推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対して必要な経費を助成

戸別所得補償制度の本格実施

① 農業者戸別所得補償制度 (所要額) 8,003億円 (※24年度予算計上分を含む)

・ 畑作物の所得補償交付金 (所要額) 2,123億円
麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねを生産数量目標に従って生産する農業者に対し、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を直接交付

・ 水田活用の所得補償交付金 2,284億円
水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を直接交付
また、戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援する「産地資金」(481億円)を創設(本制度の円滑な導入を図る観点から、都道府県の判断で畑地も対象可)

・ 米の所得補償交付金 1,929億円
米の生産数量目標に従って生産する農業者に対し、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を直接交付

・ 米価変動補てん交付金(24年度予算計上) (所要額) 1,391億円
米の所得補償交付金と合わせて標準的な生産費を補償するものとして、米の生産数量目標に従って生産する農業者に対し、当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額を直接交付

・ 加算措置(規模拡大加算等) (所要額) 150億円
農地利用集積円滑化団体を通じて面的集積(連坦化)がなされた農地に利用権を設定して経営規模の拡大をした場合に20,000円/10aを支払う規模拡大加算を導入(100億円)
また、畑の耕作放棄地に麦・大豆・そば・なたねを作付した場合(40億円)、畑地輪作での休閑緑肥の導入をした場合(10億円)に加算金を直接交付

・ 推進事業等 116億円
集落営農の法人化、直接支払いに必要なシステム開発等の経費を確保するとともに、現場における事業推進や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成

② 中山間地域等直接支払交付金 270億円

・ 条件不利地域における戸別所得補償制度の適切な補完となるよう、農業者に生産条件の不利を補正する交付金を交付

③ 農地・水保全管理支払交付金 (所要額) 285億円

・ 地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路などの長寿命化のための取組を支援

④ 環境保全型農業直接支援対策 (所要額) 48億円

・ 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を実施

⑤ 甘味資源作物・国内産糖交付金等 (所要額) 579億円

・ 国内産糖と輸入糖との内外コスト差を調整し、さとうきび生産者等の経営安定を図るための交付金を交付

※このほか、戸別所得補償制度の導入円滑化のための特別対策として

①戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業(220億円)

②戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業(87億円)

③鳥獣被害防止総合対策交付金(緊急対策枠)(100億円)

④糖価調整制度安定化緊急対策交付金(329億円)

⑤戸別所得補償実施円滑化基盤整備(280億円)

(1) 畑作物の所得補償交付金

- 対象作物の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農に対して、全国一律単価で交付。
- 農業者の単収増や品質向上の努力が反映されるよう、数量払と面積払を併用することとし、交付金の支払いは数量払を基本に、営農を継続するために必要最低限の額を前年の生産面積に基づき面積払で先に交付。
- 出荷・販売数量が明らかとなった段階で、数量払の額を確定し、先に交付された営農継続支払の金額を差し引いた額を追加で交付。

【交付対象者】

対象作物の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農

※ 販売農家については、販売実績がある者又は共済加入者

※ 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているもの

① 数量払

【交付対象数量】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

【平均交付単価(全国一律)】

全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を単位重量当たりの単価で設定

また、品質向上のインセンティブとなるよう、品質加算による単価を設定

※ 営農継続支払を受けた者は、その交付額を控除して支払う。

小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦
6,360円／60kg	5,330円／50kg	5,510円／50kg	7,620円／60kg

大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ	そば	なたね
11,310円／60kg	6,410円／t	11,600円／t	15,200円／45kg	8,470円／60kg

(参考)旧制度の単価との比較

	戸別所得補償		旧制度	
	数量単価	(参考) 面積換算	数量換算	面積換算
小麦	6,360 円/60kg	43,700 円/10a	6,250 円/60kg	40,400 円/10a
二条大麦	5,330 円/50kg	37,600 円/10a	4,450 円/50kg	32,200 円/10a
六条大麦	5,510 円/50kg	34,200 円/10a	4,350 円/50kg	28,000 円/10a
はだか麦	7,620 円/60kg	40,000 円/10a	6,430 円/60kg	35,700 円/10a
大豆	11,310 円/60kg	38,300 円/10a	8,540 円/60kg	28,900 円/10a

	戸別所得補償		旧制度	
	数量単価	(参考) 面積換算	数量換算	面積換算
てん菜	6,410 円/t	40,300 円/10a	7,170 円/t	41,300 円/10a
でん粉原料用 ばれいしょ	11,600 円/t	51,500 円/10a	12,160 円/t	52,900 円/10a
そば	15,200 円/45kg	22,600 円/10a	—	—
なたね	8,470 円/60kg	32,000 円/10a	—	—

(参考)品質加算による交付単価

- 麦、大豆等の畑作物は、
 - ① 地域間や生産者間の品質の格差が大きい一方で、
 - ② 加工原料として使用され、輸入品との競合から販売価格が低く抑えられており、市場評価だけでは品質向上のインセンティブが働きづらいという特性がある。
- このため、国産畑作物の需要拡大に向けて、数量払の交付単価に品質による格差(品質加算)を設けることにより、需要に即した生産と品質に対する営農努力を適正に反映させる仕組みとする。

【品質加算を含めた数量払の交付単価】

【小麦】

- ① たんぱく質含有率等が一定の範囲内にあることが求められるため、これらを反映した**検査成績ごとに加算**
- ② 新たな需要開拓に向けて、収量性の劣る**パン・中華めん用品種に一定の加算**

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等			
	A	B	C	D
小麦	6,450円	5,950円	5,800円	5,740円

品質区分 (等級/ランク)	2等			
	A	B	C	D
小麦	5,290円	4,790円	4,640円	4,580円

〔平均単価: 6,360円〕

等級: 被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A~Dランク: たんぱく質の含有率等の違いで区分

※ **パン・中華めん用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。**

【大麦・はだか麦】

粒の白度やたんぱく質含有率等が一定以上であることが求められるため、これらを反映した**検査成績ごとに加算** (円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	5,390円	4,970円	4,850円	4,800円	4,530円	4,110円	3,980円	3,930円
六条大麦 (50kg当たり)	5,880円	5,460円	5,330円	5,280円	4,850円	4,430円	4,310円	4,260円
はだか麦 (60kg当たり)	7,890円	7,390円	7,240円	7,150円	6,320円	5,820円	5,670円	5,590円

等級: 被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A~Dランク: 白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

〔平均単価
二条大麦: 5,330円、六条大麦: 5,510円、はだか麦: 7,620円〕

【品質加算を含めた数量払の交付単価(つづき)】

【大豆】

被害粒が少なく粒の揃ったものが高く取引されているため、これらを反映した**検査成績ごとに加算**

(円/60kg)

品質区分(等級)	1等	2等	3等
一般大豆	12,170円	11,480円	10,800円
特定加工用大豆	10,120円		

〔平均単価:11,310円〕

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用:豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

【てん菜】

糖度が高いものほど高く取引されているため、**糖度に対応して加算**

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (0.1度ごと) 17.1度 (0.1度ごと) →		
	てん菜	▲62円	6,410円

糖度:てん菜の重量に対するショ糖の含有量

〔平均単価:6,410円〕

【でん粉原料用ばれいしょ】

でん粉含有率が高いものほど高く取引されているため、**でん粉含有率に対応して加算**

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (0.1%ごと) 18.0% (0.1%ごと) →		
	でん粉原料用ばれいしょ	▲64円	11,600円

でん粉含有率:ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

〔平均単価:11,600円〕

【そば】

被害粒が少なく粒の揃ったものが高く取引されているため、これを反映した**検査成績ごとに加算**

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等	等外・未検査
そば (45kg当たり)	16,870円	16,160円	15,360円	12,150円

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

〔平均単価:15,200円〕

【なたね】

エルシン酸を含まず油分含有率の高い**三品種**について加算

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
なたね (60kg当たり)	8,680円	7,940円

〔平均単価:8,470円〕

② 営農継続支払

【交付対象面積】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの前年産の生産面積

(注) 営農継続支払については、畑における作付面積の確認体制等の実務的な課題があることを踏まえ、当面は、**前年産の生産面積(農業者の生産数量を地域単収で換算した面積)に基づき支払うこととする。**

【交付単価】

農地を農地として保全し、営農を継続するために最低限の経費が賄える水準

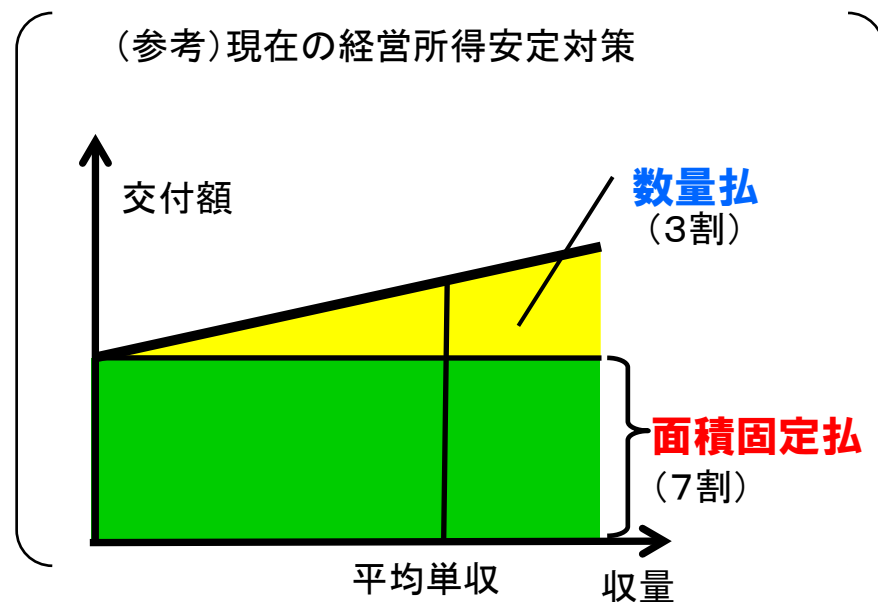
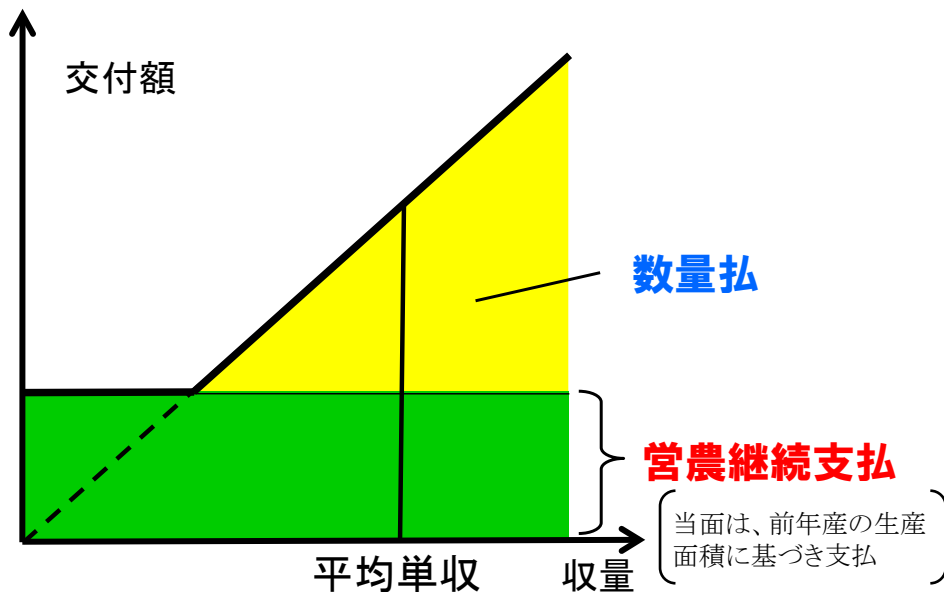
2.0万円 / 10a (畑作物共通)

※ 営農継続支払を受けない者には、当年産の出荷・販売数量確定後に、数量払の単価により算定した交付金が支払われる。

【交付対象者】

数量払の交付申請を行う者であって、前年産の生産面積がある者

<畑作物の所得補償交付金のイメージ>



(2)水田活用の所得補償交付金

- 食料自給率向上に向けて、水田を有効活用して麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の生産拡大を図るため、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金(全国统一単価)を面積払で直接交付。

【ポイント】

- ① **モデル対策と同一の単価**により、生産現場の安定的な取組を支援
- ② 効率的な事業推進と分かりやすい制度とする観点から、別対策で措置してきた**耕畜連携粗飼料増産対策事業を一元化**
- ③ 地域の実情に即して、戦略作物の生産性向上の取組等を支援する「**産地資金**」を創設

【交付対象者】

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

【交付単価】

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	80,000円/10a
そば、なたね、加工用米	20,000円/10a

※ 実需者等との出荷・販売契約等を締結すること、出荷・販売することが要件

② 二毛作助成

15,000円/10a

(主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作)

③ 耕畜連携助成

13,000円/10a

(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組)

【産地資金（予算枠481億円）】

- 地域の実情に即して、麦・大豆等の**戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産**の取組等を支援
- 資金の活用にあたっては、農業者戸別所得補償制度の円滑な導入を図る観点から、都道府県の判断で**畑地を対象とすることも可能**
- 資金枠については、当初要求額430億円に加え、23年産米の生産数量目標配分に伴う**特例措置として51億円増額**

<産地資金の基本的運用>

- ・ 国から都道府県に配分する資金枠の範囲内で、都道府県が助成対象作物・単価等を設定
- ・ 都道府県の判断によっては、地域段階の協議会に枠を配分し、それぞれで支援内容を設定することも可能
- ・ 交付金は国から農家に直接交付

<水田における使途の例>

- ・ 麦、大豆などの戦略作物の団地化、ブロックローテーションの導入への支援
- ・ 集落営農に対する支援
- ・ 生産性向上に向けた技術導入に対する支援
- ・ 地域農業の振興を図る上で重要な作物(野菜・花き等)に対する支援
- ・ 備蓄米に対する支援 等

<畑地における使途の例>

- ・ 単収、品質の安定・向上に向けた新品種、技術導入に対する支援

(参考)米と転作作物における所得比較(10アール当たりのイメージ)

(単位:千円/10a)

	販売収入 ①	戸別所得補償交付金		収入合計 ③=①+②	経営費 ④	所得 ③-④	労働時間 (時間/10a)	
		②	うち 畑作物					うち 水田活用
小麦	12	79	44	35	91	45	46	4
大豆	21	73	38	35	94	42	52	8
米粉用米	25	80	—	80	105	62	43	27
飼料用米	9	80	—	80	89	62	27	27
わら利用の場合	9	93	—	93	102	62	40	27
そば	25	43	23	20	68	27	41	5
なたね	38	52	32	20	90	37	53	8
主食用米 (需給調整参加)	106	15	—	—	121	80	41	27
主食用米 (需給調整非参加)	106	—	—	—	106	80	26	27

注1)主食用米、小麦、大豆は、H19年生産費統計(全階層平均、主産物)を用いて算定

注2)米粉用米、飼料用米は、取組事例のデータを用いて算定

注3)なたね、そばの経営費は、H21年産生産費統計(販売収入は21年産の実勢価格)を用いて算定

注4)米粉用米、飼料用米の経営費は、主食用米の機械を活用するため、主食用米の経営費から農機具費及び自動車費の償却費を控除

(3)米の所得補償交付金

- 米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農に対して、15,000円／10aを全国一律に交付。

【交付対象者】

米の生産数量目標(面積換算値)に従って生産を行った販売農家・集落営農

- ※ 販売農家については、水稻共済加入者又は当然加入面積未満の者等は販売実績がある者
- ※ 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているもの

【交付対象面積】

交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定(種子、醸造用玄米は10a控除の対象外)

- ※ 集落営農は、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10a控除

【交付単価(全国一律)】

15,000円／10a

※ 交付単価はモデル対策で算定した額

- 標準的な生産費は、米の生産費統計(全国平均)における経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年(平成14年産から20年産)中庸5年の平均により算定
- 標準的な販売価格は、全銘柄平均の相対取引価格の過去3年(平成18年から20年産)の平均から流通経費等を除いて算定

「調整水田等の不作付地の改善計画」の扱い

- 米の所得補償交付金を受ける者が、調整水田等の不作付地を有している場合は「不作付地の改善計画」を作成し、市町村の認定を受ける仕組みを継続。ただし、モデル対策で市町村の認定を受けた者は、新たに発生した不作付地のみ作成
- 地域農業再生協議会における耕作放棄地の解消に向けた取組とセットで「不作付地の改善計画」の達成を推進

(4)米価変動補てん交付金

- 米については、**米の所得補償交付金と合わせて、標準的な生産費を補償**するものとして米価変動に対応するための補てん交付金を措置。
- 交付金の算定については、モラルハザードを防止する観点から、米のモデル事業と同様に、全国銘柄平均の相対取引価格を使用。
- 価格をとる期間をできるだけ長くし、各年度の価格変動を適切に反映するため、**当年産の販売価格は3月までの平均価格を使用**することとし、**交付金は翌年度の5～6月頃に支払う**。(このため、本交付金にかかる予算計上は、平成24年度となる。)

【対象対象者】

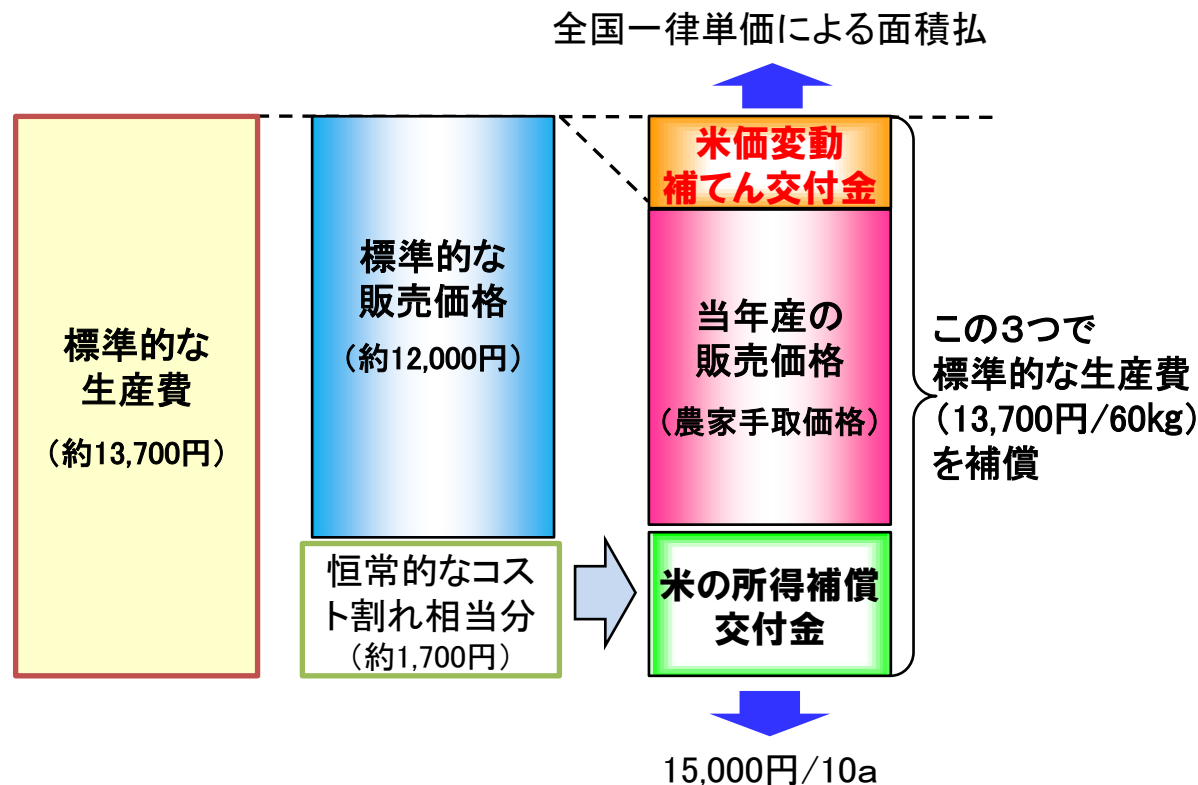
米の所得補償交付金の交付対象者

【交付対象面積】

米の所得補償交付金の交付対象面積

【補てん金交付単価】

「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」(平成18年産から20年産までの相対取引価格の平均)を下回った場合に、その差額を基に、10a当たり単価で算定



(5)各種加算措置等

① 規模拡大加算

- 我が国農業の生産性の向上を図り、競争力を強化するとともに、自給率の向上を図るためには、小規模で分散している農地を面的に集積（連坦化）し、農地の規模拡大を加速することが重要。
- このため、公的な機関（農地利用集積円滑化団体）が農地の出し手と受け手の間に入って、面的集積（連坦化）された農地に利用権を設定し経営規模を拡大した場合に、加算金を交付。

【対象農地】

- ・ 戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積（連坦化）するために新たに利用権設定（設定期間6年以上）をした農地

※ 特例措置

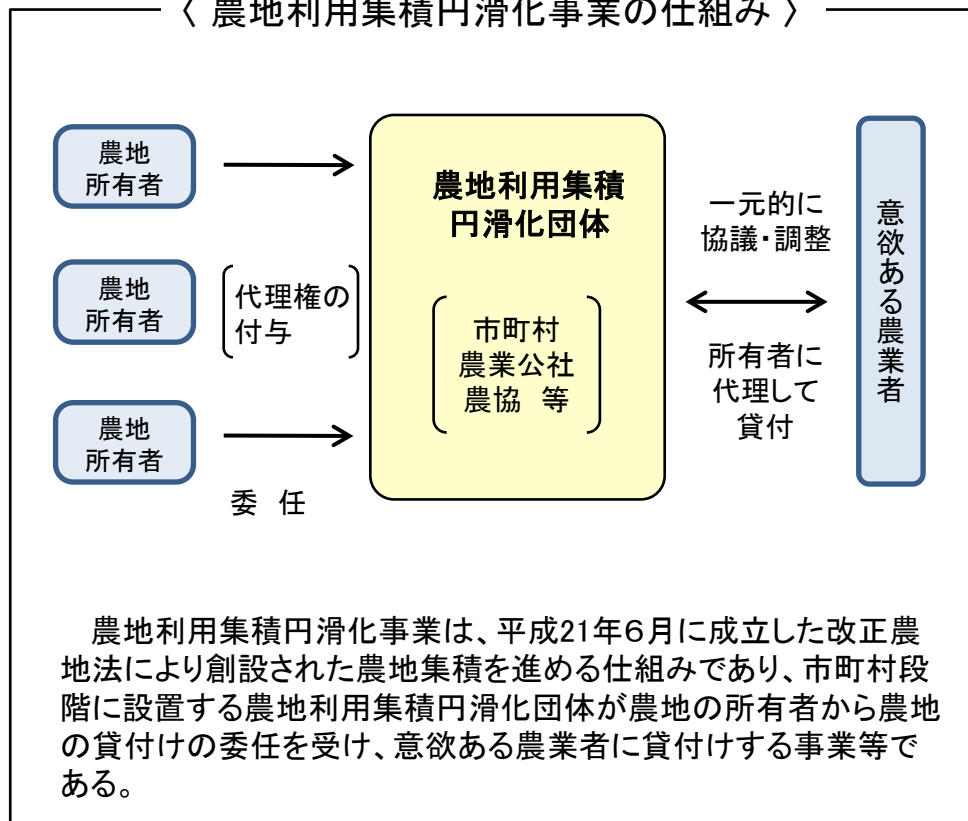
戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）、野菜、果樹等を栽培する農地については、戸別所得補償制度への加入・非加入にかかわらず特例措置として交付対象とする。

【交付単価】

2万円/10a

- ・ 利用権設定面積に応じて、設定した年度に交付

〈 農地利用集積円滑化事業の仕組み 〉



② 再生利用加算

- 自給率向上のためには、耕作放棄地を解消し、麦・大豆等の戦略作物の生産を行うことが重要。
- このため、地域農業再生協議会が作成する地域の耕作放棄地の再生利用計画(再生利用計画)に従って、**畑の耕作放棄地に自給率向上効果の高い麦、大豆、そば、なたねを作付けて**、その生産の定着・拡大を図る取組に支援を行う。

【対象農地】

- ・ 市町村・農業委員会が耕作放棄地全体調査、農地利用状況調査により把握している耕作放棄地
- ・ 市町村の認定を受けた「調整水田等の不作付地の改善計画」に作付困難と記載された農地のうち畑転換するもの

【交付対象者】

畑作物の所得補償交付金の加入者のうち、再生利用計画に掲載された対象農地に、麦、大豆、そば、なたねを作付けて営農を継続することが確実に認められるもの

【耕作放棄地の再生利用計画の策定】

地域農業再生協議会は、耕作放棄地に対する農業者の作付意向を取りまとめ、対象農地の地番、面積、所有者、耕作者、作付作物、加算の適否などを記載した再生利用計画を策定

【交付単価】

平地・条件不利地(中山間地域等直接支払制度の対象農地)の条件に応じて設定し、**最長で5年間**交付

	平地	条件不利地
畑	2.0万円/10a	3.0万円/10a

③ 緑肥輪作加算

○ 豆類が栽培できず3年輪作しかできない北海道のオホーツク海沿岸地帯などの畑において、**輪作作物の間に1年休んで緑肥(休閑緑肥)を導入**する場合に加算を行うことにより、畑作経営の安定と地力の向上を図り、持続可能な輪作を推進するための緑肥輪作加算を措置。

【交付対象者】

畑において、休閑緑肥(対象畑作物の生産力の向上のため、同一年度内に他の作物の収穫・販売を行わずに、緑肥作物を栽培し、収穫せずに畑に鋤込むもの)に取り組む者

【対象となる緑肥作物】

青刈リトウモロコシ、エンバク、イタリアンライグラスなどの地力の維持・向上効果が高い作物

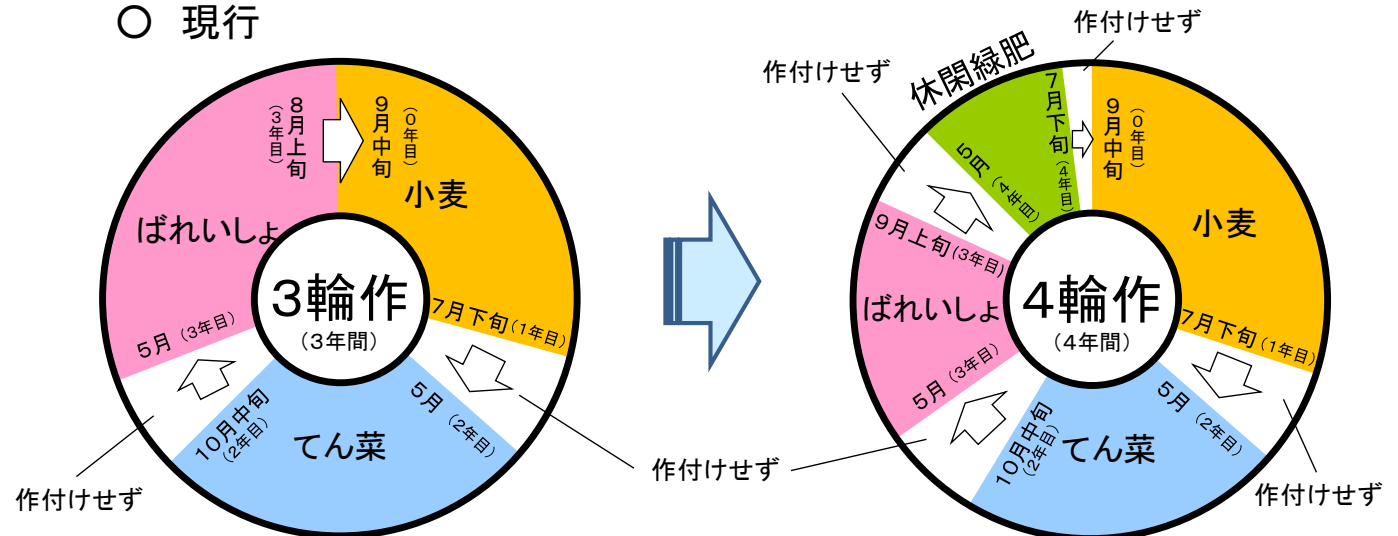
【交付対象面積】

休閑緑肥を導入した畑であって、前年度に畑作物の所得補償交付金の対象作物が栽培されたものの面積

【交付単価】

1.0万円/10a

○ 現行



十分な栽培期間がとれず収量・経営が不安定

合理的な輪作で持続可能な畑作を展開

④ 集落営農の法人化支援

- 集落営農は、中山間地域や小規模農家が多い地域等で地域の担い手としての役割を果たしているが、任意組織であり、麦・大豆等の自給率向上に向けた生産基盤の確保、地域農業の持続的な発展のためには、将来に向けて持続性のある経営体へと育成することが重要。
- このため、**集落営農の法人化に対する事務費の助成**や集落営農の**経理事務担当者を育成**するなどにより、集落営農の法人化を支援(農業者戸別所得補償制度推進事業のメニューに追加)。

1 法人化した集落営農に対する事務費支援

【対象組織】

集落営農(任意組織)から法人化した組織(任意組織を経由せず直接法人化した集落営農法人を含む。)

【助成額】

1法人当たり **定額40万円** (法人登記等事務費相当)

※ 平成23年4月1日以降に法人登記した組織が対象

2 集落営農の法人化等のための支援活動

- ① 市町村、農協等農業再生協議会のメンバーが行う集落営農の法人化等に向けた合意形成活動を支援
- ② 集落営農の経理事務担当者等の育成のための経理・税務等に関する研修会に要する経費を支援

(参考)集落営農が法人化した場合の経営上のメリット

- ・ 農地の賃貸借が可能となるなど権利主体となれること
- ・ 社会的な信用力が高まり、農産物の販売に関して実需者からも信用されること
- ・ 法人ということで求人が行いやすくなり、地域内外の若者や地元出身者などの雇用の受け皿となること
- ・ 制度融資や保証の限度額が増え、新たな投資が可能となること
- ・ 農産加工、販売等の多角化、6次産業化にも取り組みやすくなること など

2 関連支払

(1) 中山間地域等直接支払制度の拡充

基本的な考え方

- 中山間地域等直接支払制度については、基本的にこれを維持しつつ、条件不利地域における戸別所得補償制度の適切な補完となるよう拡充。

拡充の内容

中山間地域等(8法地域)の農用地面積：約200万ha

		田	畑(草地等含む)
対象面積：約80万ha	急傾斜	21,000円/10a 19.9万ha	11,500円/10a等 8.7万ha
	緩傾斜等	8,000円/10a 16.7万ha	3,500円/10a等 35.0万ha
約120万ha	平地	53.1万ha	71.1万ha

適用拡大

1 離島等の平地への適用

条件不利性を有する離島等の平地(特認農用地—現在は沖縄県(南大東村等7町村)でのみ適用)に本則の傾斜地と同等の扱いを適用。条件としては、都道府県が策定した傾斜地と同等の条件不利基準に該当する地域を対象。(現在約3,600ha→約13,000haに拡大見込)

2 単価の引き上げ

緩傾斜単価に限定されていた特認農用地について、条件不利性により急傾斜単価に引き上げ。

田：8,000円→21,000円

畑：3,500円→11,500円

※ 緩傾斜農用地でも条件の厳しい農用地については単価を引き上げ。

3 国費負担率の引き上げ

特認農用地の国費負担率を1/3から1/2に引き上げ。

4 個人支払の改善

共同活動は農地・水保全管理支払で行うよう努め、1/2以上は農業者個人に支払うことを原則。

なお、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能。

(参考) 現行の中山間地域等直接支払制度の概要

○ 中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し農業生産活動の継続を確保するための交付金を農業者等に交付する施策

中山間地域は我が国農業・農村の中で重要な位置

- 国土面積の65%
- 耕地面積の43%
- 総農家数の43%
- 農業産出額の39%
- 農業集落数の52%

中山間地域の現状

- 農業生産条件の不利性
- 高齢化・過疎化の進行
- 担い手の不足
- 恵まれない就業機会
- 生活環境整備の遅れ
- 地域資源の維持管理が低下

【耕作放棄地の増大】

食料供給機能及び多面的機能の低下

農業生産条件の不利を補正

中山間地域等直接支払制度の内容(平成22~26年度)

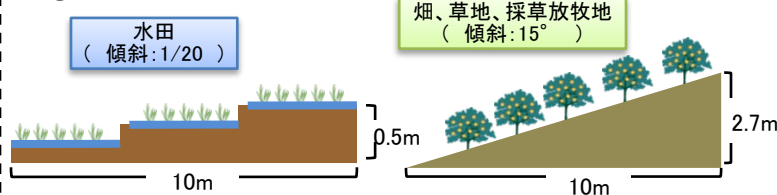
1. 対象地域

特定農山村法など地域振興立法8法指定地域及び知事が定める特認地域

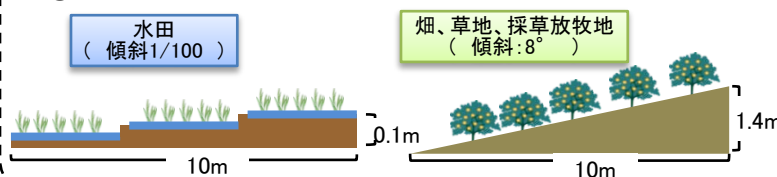
2. 対象農用地

対象地域内で①~⑤の基準に該当する農振農用地内の一団の農用地(1ha以上)

①急傾斜地



②緩傾斜地



③小区画・不整形な田

④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地

⑤積算気温が低く、草地比率の高い草地

3. 対象者 ... 対象農用地内で協定に基づき5年間以上農業生産活動等を行う農業者等

4. 対象行為

- ① 耕作放棄の発生防止などの基礎的な活動
- ② 農用地等保全マップの作成及び実践
 - a) 共同で支え合う農業生産活動の「取り決め」(集团的サポート型)
 - 又は
 - b) 農業生産条件の強化や担い手の育成など、より前向きな取組

※②を実施しない場合の交付単価は右表の8割

5. 交付単価(別途加算措置あり)

地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜地	21,000
	緩傾斜地	8,000
畑	急傾斜地	11,500
	緩傾斜地	3,500
草地	急傾斜地	10,500
	緩傾斜地	3,000
	草地比率の高い草地	1,500
採草放牧地	急傾斜地	1,000
	緩傾斜地	300

※③と④の対象農用地は緩傾斜地の単価

効果

- 農業生産活動の継続
- ・耕作放棄地の復旧・発生防止



- ・農道や水路の適切な管理
- 多面的機能の発揮
- ・農作業体験を通じた都市住民との交流



- ・周辺林地の下草刈り
- ・景観作物の作付 等
- 集落営農化など、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備

(2)農地・水保全管理支払交付金

- これまでの農地・農業用水等の資源の日常の保全管理活動に加え、**集落が行う農地周りの水路・農道等の補修・更新**などの活動に対して新たに支援することにより、**長寿命化対策の強化**を図る。
- **環境保全型農業に対する支援を切り離して**、集落共同での資源保全の取組に特化し、**名称を「農地・水・環境保全向上対策」から「農地・水保全管理支払」に変更**する。

農地・農業用水等の資源や環境をめぐる課題

現状

- 農村における過疎化・高齢化・混住化等が進行
- 国民の環境に対する意識の高まり
- 農業用排水路等の施設の老朽化



課題

- 集落機能の低下により、資源の適切な保全管理が困難化
- 自然環境や景観の保全・形成等をめぐる国民の要請への対応が必要
- 農地・農業用水等の資源の長寿命化のための補修等を行う仕組みが必要

農地・水保全管理支払交付金

- 農地・水・環境保全向上対策を見直し、共同活動支援に特化し、集落(活動組織)に対して直接交付
- 日常の管理に加え、集落の手による農地周りの水路・農道等の長寿命化メニュー(補修・更新)を追加し、対策に取り組む集落を追加的に支援

共同活動支援交付金【非公共】

- ・ 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織が支援対象
- ・ 活動組織が地域共同で行う農地、水路等の資源の日常の管理と農村環境の向上に資する活動を支援



水路の泥上げ



農道脇への花の植栽

単価:	(都府県)	(北海道)
田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,800円/10a	1,200円/10a
草地	400円/10a	200円/10a

※支援単価は国と地方の合計

向上活動支援交付金【非公共】～新規～

- ・ 集落を農地・農業用水等の資源の保全管理活動を行う主体として位置付け
- ・ 水路、農道路肩、ため池の補修や、農道舗装の更新等、施設の長寿命化のための活動を支援



水路の補修・更新



砂利舗装をアスファルト舗装へ

単価:	(都府県)	(北海道)
田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,000円/10a	600円/10a
草地	400円/10a	400円/10a

※支援単価は国と地方の合計

併せて

農地・水保全管理支払推進交付金【非公共】～新規～

- ・ 都道府県、市町村及び地域協議会による事業の円滑な推進

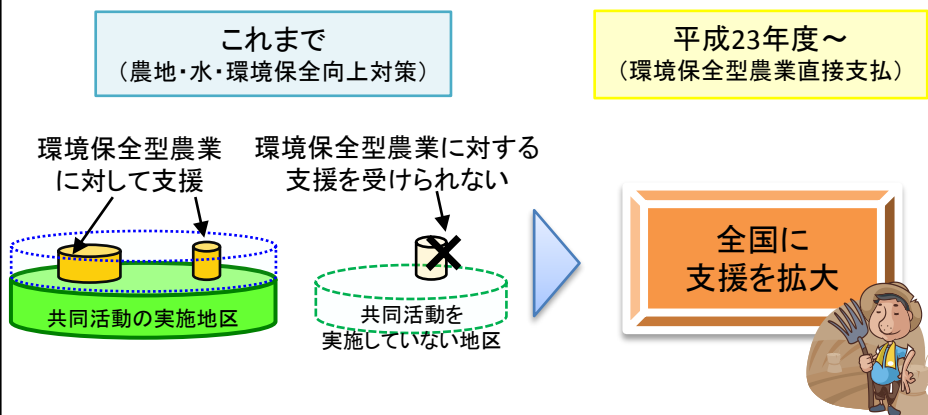
(3)環境保全型農業直接支援対策

- 環境保全型農業に対する支援については、現在、農地・水・環境保全向上対策の中で措置しているところであるが、戸別所得補償制度の本格実施に併せて、これとは切り離し、全国すべての農地を対象に、地球温暖化防止の観点等内容を高度化した支援対策としていく。(環境保全型農業直接支払交付金)
- 来年度は現行の農地・水・環境保全向上対策の2階部分の対策からの移行期間としてとらえ、化学肥料・農薬を5割以上低減する取組に対し現行対策の支援を継続。(先進的営農活動支援交付金)

1 環境保全型農業直接支払交付金

【支援対象】

- ◇ 販売農家、集落営農組織
- ◇ 集落共同で農地・農業用水等の保全管理を実施しているかどうかにかかわらず、全国の農地が支援の対象



【対象となる営農活動】

- ◇ 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで行われる次の取組
 - ・ カバークロップの作付け (主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組)
 - ・ リビングマルチ・草生栽培の実施 (主作物の畝間や園地などに麦類や牧草等を作付けする取組)
 - ・ 冬期湛水管理 (冬期間の水田に水を張る取組)
- ◇ 有機農業の取組 (化学肥料・農薬を使用しない取組)

【支援水準】

- ◇ 国からの支援単価は、4,000円/10a
- ◇ 国の支援単価は、国、地方公共団体の負担割合1:1を前提として設定

※ 平成22年度から23年度にかけて実施する調査の結果を踏まえ、24年度以降見直しを検討

2 先進的営農活動支援交付金(平成23年度限り)

- ◇ 支援の対象となる営農活動(化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組)や支援単価は、現行対策と同じ。

<国の支援単価>
水稲:3,000円/10a、麦・豆類:1,500円/10a、果菜類:9,000円/10a 等

(参考) 現行の農地・水・環境保全向上対策の概要

○ 農地・水・環境保全向上対策は、農地・農業用水等の資源の保全向上に関する地域ぐるみでの共同活動への支援と、化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減する先進的な営農活動への支援を一体的に実施。

農地・水・環境保全向上対策(H19～)

ステップアップへの支援

地域においてより高度な取組を実践した場合に支援
活動水準に応じて
20万円/地区
40万円/地区

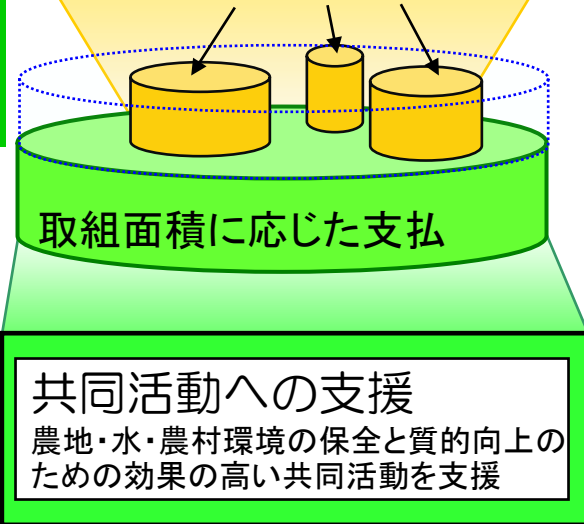


■ため池の草刈り ■水田を活用した生息環境の提供

営農活動への支援

地域でまとまって、化学肥料・化学合成農薬を5割以上等低減する先進的な営農活動を支援

取組面積に応じた支払
+ 集落等を単位とする支援



共同活動への支援

農地・水・農村環境の保全と質的向上のための効果の高い共同活動を支援

■土づくり、化学肥料・農薬の低減



■アイガモ農法



営農活動への支援

	10a当たり単価 (国と地方の合計)
水稲	6,000円/10a
麦・豆類	3,000円/10a
いも・根菜類	6,000円/10a
葉茎菜類	10,000円/10a
果菜類・果実の野菜	18,000円/10a
うち 施設トマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	40,000円/10a
果樹・茶	12,000円/10a
花き	10,000円/10a
上記区分に該当しない作物	3,000円/10a

+

○地域全体での環境負荷低減に向けた取組への支援
1地区当たり 20万円

農業の持続的発展

国民全体の利益
(食料の安定供給・美しい景観)

地方の利益
(地域の活性化・豊かな環境)

農業者の利益
(農業経営の安定)



農地・水・環境保全向上対策の取組状況
(平成21年度)

活動組織数	19,514 (2,858)
取組面積	1,425千ha (75千ha)

注) 1. ()は、営農活動支援に係るもので内数。
2. 平成22年5月31日現在で取りまとめた数値。

(参考) 地域協議会数 128

※ 中山間地域直接支払の対象地域については、追加の要件を付して支援の対象とすることができる。

3 農業者戸別所得補償制度の実施体制

基本的な考え方

- 農業者戸別所得補償制度は、**食料自給率の向上**を図ることが大きな目的であり、国家戦略として取り組むことから、**戦略作物の生産振興、地域農業の振興**については、**行政が主体的に推進**。
- 一方、**米の需給調整**については、**農業者・農業者団体の主体的な取組が不可欠**であること等から、これまでと同様の役割を、農業者団体等が果たすことが必要。
- このような考え方により、農業者戸別所得補償制度の実施体制は、**行政と農業者団体等が協力して推進**する体制を構築。

(1) 生産数量目標の設定

「食料・農業・農村基本計画」で定められた平成32年の生産数量目標の達成に向けて、国は、対象作物の全国及び都道府県別の生産数量目標を設定し、都道府県・市町村は、農業再生協議会の意見を聴いて、対象作物の生産数量目標の設定ルールを策定・公表。

農業者は、設定ルールに適合した生産数量目標に従って生産。

(2) 協議会の体制

従来の「水田農業推進協議会」から「農業再生協議会」に移行。

既存の協議会を統合し、作物振興、担い手づくり、農地利用などの取組が一体的に進められる体制を目指す。

(3) 申請・交付事務

申請受付・作付面積等に確認、交付金の交付事務については、市町村、地域農業再生協議会の構成メンバー及び地方農政事務所が連携して行う。

「農業者戸別所得補償制度推進事業」により支援。

4 農業者戸別所得補償制度の交付金に関する税制措置

- 農業者が、農業者戸別所得補償制度の交付金等を**農業経営改善計画**などに従い、**農業経営基盤強化準備金**として**積み立てた場合**、この積立額を**個人は必要経費**に、**法人は損金**に算入できる。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金等をそのまま用いて、**農用地や農業用機械等の固定資産**を取得した場合、**圧縮記帳**※1できる。
- ※ 特例を受けようと思う農業者は、一定の方法で記帳※2し、確定申告を青色申告で行う必要がある。

※1 圧縮記帳とは、交付金等により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられる。

(例)3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



準備金の積立て
 交付金等を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

(積み立てない場合は課税対象)

農業用固定資産の取得
 農用地や農業用機械等を取得した場合、以下の金額の合計額の範囲内で**圧縮記帳**

- ① 準備金取崩額
- ② 受領した交付金等の額

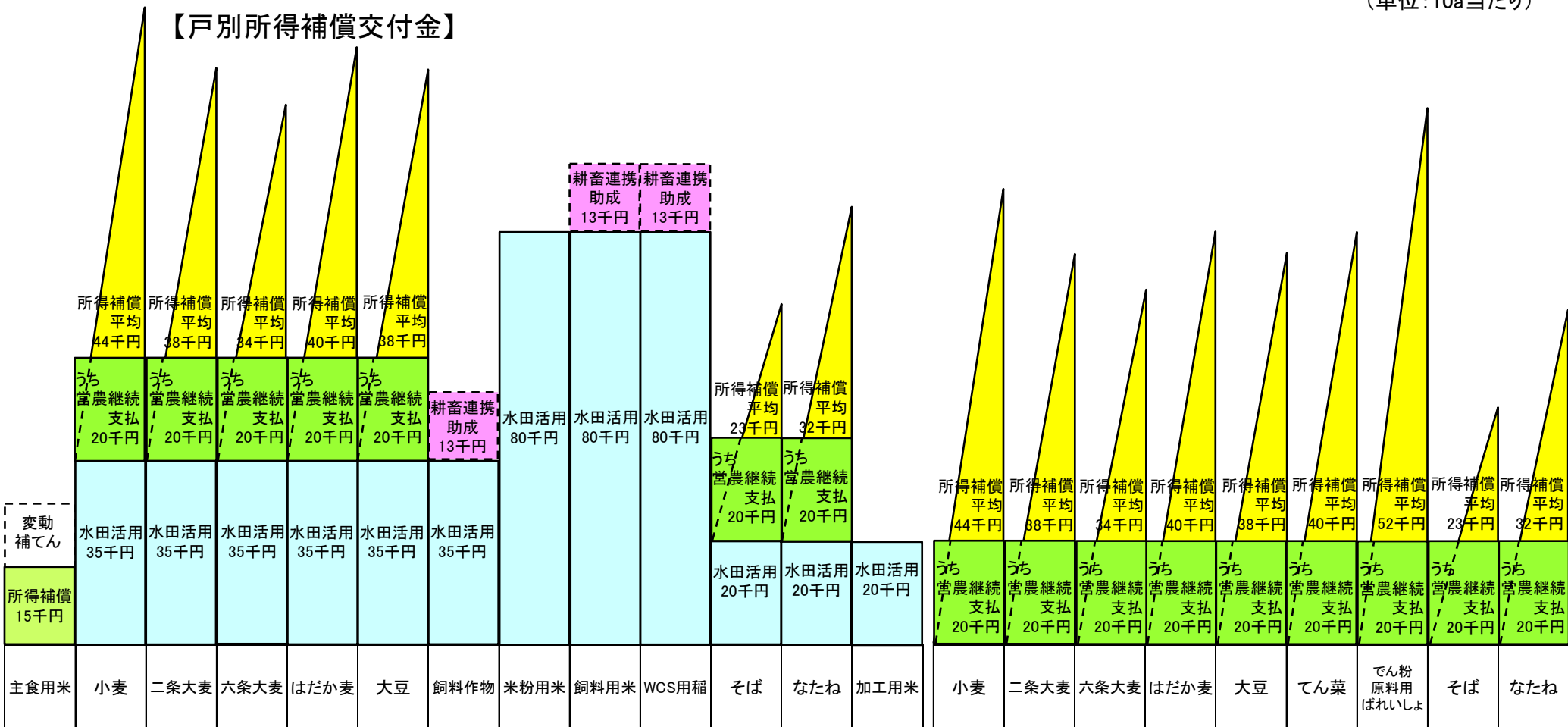
交付金等を投資に振り向け、経営発展!

注: 積立てから5年を経過したものは、順次、総収入金額(益金)に算入される。

(参考) 農業者戸別所得補償制度に加入した農家の対象作物ごとの助成額

(単位: 10a当たり)

【戸別所得補償交付金】



水田

畑

【中山間地域等直接支払制度 ※1】 急傾斜: 21千円 緩傾斜: 8千円

急傾斜: 11.5千円 緩傾斜: 3.5千円

【環境保全型農業直接支援対策 ※2】 8千円

8千円

【農地・水保全管理支払 ※3】 8.8千円(6.8千円)

4.8千円(1.8千円)

※1 地方負担分を含む単価。なお、離島平地等においても条件不利性に応じて適用
 ※2 地方と国が同額負担した場合の単価
 ※3 地方負担を含む単価。日常管理+長寿命化に取り組んだ場合の単価。()内は北海道の場合

(参考)農業者戸別所得補償交付金等交付単価総括表(水田)

(千円/10a)

	戸別所得補償交付金			小計 ③=①+②	中山間地域等直接支払 ※1		環境保全型 農業直接支援 ⑥ ※2	農地・水 保全管理 支払⑦ ※3	平地 ③	中山間 ③+④
	米・畑作物の所得補償		水田活用の 所得補償 ②		急傾斜 ④	緩傾斜 ⑤				
	基本単価 (数量払)	左の面積 換算①								
小麦	6,360円/60kg	44	35	79	21	8	(8)	8.8 (6.8)	79	100
二条大麦	5,330円/50kg	38	35	73	21	8	(8)	8.8 (6.8)	73	94
六条大麦	5,510円/50kg	34	35	69	21	8	(8)	8.8 (6.8)	69	90
はだか麦	7,620円/60kg	40	35	75	21	8	(8)	8.8 (6.8)	75	96
大豆	11,310円/60kg	38	35	73	21	8	(8)	8.8 (6.8)	73	94
そば	15,200円/45kg	23	20	43	21	8	(8)	8.8 (6.8)	43	64
なたね	8,470円/60kg	32	20	52	21	8	(8)	8.8 (6.8)	52	73
米粉用米・飼料用米	—	—	80	80	21	8	(8)	8.8 (6.8)	80	101
主食用米	—	15	—	15	21	8	(8)	8.8 (6.8)	15	36

【規模拡大加算】農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、**利用権設定した面積に2万円/10a**を交付
【集落営農の法人化支援】集落営農が法人化した場合に**40万円**を定額で交付

※1: 地方負担分を含む単価。なお、離島平地等においても条件不利性に応じて適用

※2: 地方が国と同額負担した場合の単価

※3: 地方負担を含む単価。日常管理+長寿命化に取り組んだ場合の単価。下段()内は北海道の場合

(参考) 農業者戸別所得補償交付金等交付単価総括表(畑地)

(千円/10a)

	戸別所得補償交付金		加算措置			中山間地域等直接支払 ※2		環境保全型 農業直接支援 ⑦ ※3	農地・水 保全管理 支払⑧ ※4	平地 ①+②	中山間 ①+③+⑤
	基本単価 (数量払)	左の面積 換算①	再生利用		緑肥輪作 ④ ※1	急傾斜 ⑤	緩傾斜 ⑥				
			平地②	条件不利地 ③							
小麦	6,360円/60kg	44	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	64	85.5
二条大麦	5,330円/50kg	38	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	58	79.5
六条大麦	5,510円/50kg	34	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	54	75.5
はだか麦	7,620円/60kg	40	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	60	81.5
大豆	11,310円/60kg	38	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	58	79.5
てん菜	6,410円/t	40	—	—	(10)	11.5	3.5	(8)	1.8	40	51.5
でん粉原料用ばれいしよ	11,600円/t	52	—	—	(10)	11.5	3.5	(8)	1.8	52	63.5
そば	15,200円/45kg	23	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	43	64.5
なたね	8,470円/60kg	32	20	30	(10)	11.5	3.5	(8)	4.8 (1.8)	52	73.5

【規模拡大加算】農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、**利用権設定した面積に2万円/10a**を交付
【集落営農の法人化支援】集落営農が法人化した場合に**40万円を定額**で交付

※1: 対象作物の作付を1年休んで緑肥(休閑緑肥)を導入する場合の単価

※2: 地方負担分を含む単価。なお、離島平地等においても条件不利性に応じて適用

※3: 地方が国と同額負担した場合の単価

※4: 地方負担を含む単価。日常管理+長寿命化に取り組んだ場合の単価。下段()内は北海道の場合